入する。）

H　当該都道府県内の各指定都市における第三十一条第三項第一号算式の符号Hの額の合算額。ただし、指定都市を包括する道府県以外の都道府県にあつては零とする。

α　別表第六のA欄に定める単位額補正率

α'　別表第六のB欄に定める単位額補正率

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び商品先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

$I \times 0.982 \times 0.75 - J \times 0.982 \times 0.75$

$I \times 0.982 \times 0.75$ 及び $J \times 0.982 \times 0.75$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

I　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「算出税額」のうち、「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

J　改正前の省令第18条第3項第1号算式の符号Bの額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$(A \times \alpha + B) \times 0.75$

算式の符号

［略］

α　1.09

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$\{(A \times 0.05 - B) \times 1.00\} \times 0.75 - (C \times 1.11) \times 0.75$

［略］

［二　略］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$(A \times \alpha + B) \times 0.75$

算式の符号

［同左］

α　1.06

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

$\{(A \times 0.05 - B) \times 1.327\} \times 0.75 - (C \times 1.771) \times 0.75$

［同左］

［二　同上］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。